

防火安心みおつくしマーク表示制度のご案内



(防火安心みおつくしマーク)

(制度の目的)

大阪市では、平成20年10月1日に浪速区で発生した個室ビデオ店の火災を受け、平成21年4月1日から「防火安心みおつくしマーク表示制度」を施行しました。

「防火安心みおつくしマーク表示制度」は、カラオケボックス・複合カフェ(漫画喫茶・インターネットカフェ等)・テレホンクラブ・個室ビデオ店を対象として、経営者や従業員が取り組む防火安全対策等を総合的に評価したうえで、防火安全性の向上に努めていると認められる店舗にその旨を表すマークを交付し、当該店舗がこれを表示して情報提供することで、市民の皆様や利用者の安全、安心を確保するとともに、関係者のなお一層の努力を促し、防火安全性の高い店舗へ誘導していくことを目的としています。

防火安心みおつくしマーク表示制度のご案内

目次

1 本制度の対象とする店舗	P1	5 表示等	P8
2 申請方法	P2	6 公表	P10
3 交付基準	P6	7 返納要件	P10
4 交付・不交付の決定通知	P8	8 その他	P11

大阪市

1 本制度の対象とする店舗

防火安心みおつくしマーク表示制度の対象とする店舗は、本市の区域内に存するカラオケボックス・複合カフェ（漫画喫茶・インターネットカフェ等）・テレホンクラブ・個室ビデオ店です。

【防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱第3条】

（本制度の対象とする店舗）

第3条 本制度の対象とする店舗は、本市の区域内に存するカラオケボックス⁽¹⁾その他遊興のための設備又は物品を個室⁽²⁾において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条第2項各号に掲げるものとする。

2 前項の規則第5条第2項各号に掲げる店舗を例示すれば、次のとおりである。

- (1) 複合カフェ（漫画喫茶、インターネットカフェ等）
- (2) テレホンクラブ
- (3) 個室ビデオ店

【関係法令：消防法施行規則第5条第2項各号】

- (1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）

(*1) カラオケボックスについては、一の店舗内に複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の店舗内に当該個室が一しかないものは含みません。

(*2) 「個室」の形態には多種多様なものがありますが、本制度では壁等により完全に区画された部分だけでなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含まれます。

2 申請方法

防火安心みおつくしマークの交付の申請は、交付申請書（次ページ）に下記の書類を添えて、消防局予防部予防課に申請してください。なお、申請は、制度の対象とする店舗の所有者又は管理者など当該店舗において管理的・監督的な立場にある方が行ってください。

添付書類

申請にあたっては、交付申請書に概ね次の書類を添付していただくこととなりますが、これらの書類の他、交付基準の適合確認の為に必要となる書類を求めることがあります。

ア 交付基準自主チェック表（４・５ページ）
イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条に規定する検査済証の写し
ウ 店舗の配置図
エ 各階平面図（避難口及び避難口に通じる通路等が明示されているもの）
オ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の配置図

【交付申請書等提出先】

[大阪市消防局予防部予防課](#)

〒550 - 8566 大阪市西区九条南 1 - 12 - 54

電話：06 - 4393 - 6320

Fax：06 - 4393 - 4580

Mail：pa0003@city.osaka.lg.jp

【防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱第 5 条】

（申請）

第 5 条 防火安心みおつくしマークの交付の申請者は、第 3 条において本制度の対象とした店舗の所有者又は管理者とし、申請は、消防局予防部に交付申請書（別記様式第 2 号）に必要書類を添えて行うものとする。

防火安心みおつくしマーク交付申請書・交付基準自主チェック表のダウンロード

[防火安心みおつくしマーク交付申請書（別記様式第 2 号）](#)

[交付基準自主チェック表](#)

防火安心みおつくしマーク交付申請書

平成 年 月 日

大 阪 市 長

申請者
住 所
氏 名

次の店舗について、防火安心みおつくしマークの交付を申請します。

店 舗 名		
業 種 該当する業種に☑すること	カラオケボックス	複合カフェ
	テレホンクラブ	個室ビデオ店
所 在 地	大阪市 区	
代表者氏名		
電 話 番 号		

* 防火安心みおつくしマークの交付が決定した場合、店舗名・業種・所在地を大阪市ホームページ等で公表します。

申 請 区 分 該当する区分に☑すること	新 規
	更 新 (表示期間)

* 更新の場合は、現在交付を受けている防火安心みおつくしマークの表示期間を記入して下さい。

交付基準自主チェック表

店 舗 名		
業 種	カラオケボックス	複合カフェ
該当する業種に☑すること	テレホンクラブ	個室ビデオ店

1 関係法令の遵守状況に関すること

項 目	内 容	自主チェック (適否に☑すること)	
消 防 関 係 法 令	消防関係法令の基準に適合していること	適	否
建 築 関 係 法 令	建築関係法令の基準に適合していること	適	否

2 防火に係る取り組みに関すること

項 目	内 容	自主チェック (適否に☑すること)	
防 火 研 修	主たる従業員が、消防局が別に定める実践的な防火研修を受講し、営業時間中は当該研修修了者が勤務していること	適	否

3 避難安全性に関すること

項 目	内 容	自主チェック (適否に☑すること)	
避 難 経 路 図	各個室の見やすい箇所に、当該個室からの廊下、階段、避難口その他の避難施設等に至る避難経路図を明示していること	適	否
避 難 経 路 の 確 保	2以上の有効な避難経路を確保していること	適	否

4 用途に関すること

項 目	内 容	自主チェック (適否に☑すること)	
		適	否
宿泊させる意思	宿泊料を受けて、人を宿泊させる意思がないこと	適	否
寝具等の提供	寝具等を提供しないこと (例) ・ベッド、布団、枕、毛布(ひざ掛けを除く。)等の提供 ・倒すことによりフラット(平ら)になる椅子の設置	適	否
広 告	ホテル、旅館、宿、宿泊等旅館業施設と紛らわしい内容を標榜しないこと (例) ・ゆっくり眠れます。 ・仮眠できます。 ・安く泊まれます。 ・お泊りできます。 ・一泊 円。 ・休憩できます。 ・モーニングコールします。 ・ホテル並みの客室あります。	適	否

防火安心みおつくしマークの交付申請に際し、上記項目について自主チェックを行いました。
すべての記載内容は事実と相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

印

* 自筆署名の場合、押印は不要です。

3 交付基準

申請に基づき、当該店舗の消防関係法令及び建築関係法令の遵守状況のほか、防火に係る取り組みに関することや避難安全性に関すること等を交付基準（防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱別表）により審査します。なお、必要に応じ制度関係部局（消防局・計画調整局・健康福祉局）による現地調査等を行わせていただきます。

交付基準

1 関係法令の遵守状況に関すること

消防関係法令及び建築関係法令の遵守の状況を確認します。

2 防火に係る取り組みに関すること

主たる従業員が、消防用設備の取扱要領及び煙体験を含めた避難誘導訓練並びに屋内消火栓、消火器等を使用した消火訓練などを行う実践的な防火研修を受講していることを確認します。

3 避難安全性に関すること

店舗内の各個室からの2以上の有効な避難経路が確保されていること、かつ、利用者の見やすい箇所に、当該個室からの廊下・階段・避難口その他の避難施設等に至る避難経路図が明示されていることを確認します。

4 用途に関すること

宿泊施設となっていないこと等（宿泊料を受けて利用者を宿泊させる意思がないこと・寝具等を提供していないこと・ホテル、旅館、宿、宿泊等旅館業施設と紛らわしい内容を標榜（表示）等していないこと）を確認します。

4 交付・不交付の決定通知

申請に係る必要書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、交付基準に適合しているときは交付の決定を、交付基準に適合していないときは不交付の決定を、それぞれ所定の通知書により申請者に通知します。

【防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱第6条第1項・第3項】

(防火安心みおつくしマークの交付)

第6条 市長は、前条の申請に係る必要書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該店舗が別表に定める交付基準に適合していると認めるときは、交付の決定を防火安心みおつくしマーク交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知し、防火安心みおつくしマークを当該店舗に交付するものとする。

3 市長は、前条の申請に係る必要書類の確認又は必要に応じて行う現地調査等の結果、当該店舗が別表に定める交付基準に適合していないと認めるときは、不交付の決定を防火安心みおつくしマーク不交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

5 表示等

交付を受けた店舗は、防火安心みおつくしマークを店舗内の見やすい場所に表示できるほか、当該店舗⁽³⁾の広告媒体(パンフレット、チラシ、インターネット等)に、交付を受けた旨及び防火安心みおつくしマークを同率に拡大又は縮小して表示することができます。
防火安心みおつくしマークを表示できる期間は、交付を受けた日から2年です。⁽⁴⁾

【防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱第7条】

(防火安心みおつくしマークの表示等)

第7条 防火安心みおつくしマークは、当該店舗にこれを表示することができる。

2 防火安心みおつくしマークを表示できる期間は、交付を受けた日から2年とする。

(*3) 防火安心みおつくしマークを表示できる店舗は、交付を受けた店舗に限ります。例えば、経営者が同一であるチェーン店等の場合であっても、交付を受けた店舗以外の店舗には表示できませんのでご注意ください。

(*4) 表示期間後も防火安心みおつくしマークを更新して表示することを希望する場合は、表示期間が終了する日の概ね2ヶ月前までに消防局予防部予防課にご相談いただき、再申請の手続きを行ってください。

防火安心みおつくしマークの記載事項及び様式は次のとおりです。



(A 4)

- | | | |
|---------|-------------|------------------|
| 1. 地色 紺 | 3. みおつくし部 黄 | 5. 店舗名等記載事項欄地色 白 |
| 2. 枠線 金 | 4. 文字 白 | 6. 店舗名等記載事項欄文字 黒 |

【防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱第6条第2項】

- 2 防火安心みおつくしマークには、店舗名、交付番号、交付年月日及び表示期間を記載する。

6 公表

防火安心みおつくしマークを交付した店舗について、次の方法により公表します。

公表の方法

大阪市のホームページ

消防局及び消防署での閲覧

その他電話、ファクシミリ等による市民からの問い合わせ

公表する事項

店舗名・業種・所在地

交付年月日・交付番号

【防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱第9条】

(公表)

第9条 市長は、防火安心みおつくしマークを交付した店舗の名称、業種及び所在地について、ホームページ等により公表するものとする。

7 返納要件

防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱第8条各号に定める返納要件の一に該当するときは、防火安心みおつくしマークを返納していただきます。

【防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱第8条各号】

- (1) 関係者から返納の申し出があったとき
- (2) 別表に定める交付基準を満たさないこととなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により防火安心みおつくしマークの交付を受けたことが判明したとき
- (4) 店舗の名称に変更があったとき
- (5) 店舗を改装し出入口、通路等に変更が生じた場合、又は店舗内間仕切り、構造等に変更があったとき
- (6) 店舗の用途に変更があったとき
- (7) 店舗が事業を廃止又は休止したとき
- (8) 防火安心みおつくしマークの表示に際し不誠実な行為があったとき

8 その他

その他、防火安心みおつくしマーク表示制度に関する事で、ご不明な点については、消防局予防部予防課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

[大阪市消防局予防部予防課](#)

〒550 - 8566 大阪市西区九条南 1 - 12 - 54

電話 : 06 - 4393 - 6320

Fax : 06 - 4393 - 4580

Mail : pa0003@city.osaka.lg.jp